

# 令和8年5月1日からの定期報告について

「換気設備」・「常時閉鎖式防火扉（常閉防火扉）」に関する調査・検査は「特定建築物の定期報告」の対象となります。

## 【改正概要】

定期報告における調査、点検項目等を定める告示※1が令和7年7月1日から施行され、調査及び定期点検における検査の項目、方法、判定基準などが一部変更となりました。

沖縄市建築基準法施行細則（第18条第3項）の一部を改正し、令和8年5月1日から施行します。

改正に伴い、「換気設備」・「常時閉鎖式防火扉（常閉防火扉）」に関する項目を「建築物の定期報告（3年毎）」の調査項目に追加します。

○建築物 調査結果表 別記第一号に以下の（1）～（7）を追加します。

| 7 上記以外の調査項目 |  |
|-------------|--|
| 建築物の内部      |  |
| (1)         | 常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。） |
| (2)         | 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況                |
| (3)         | 扉の取付けの状況   |
| (4)         | 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況                                |
| (5)         | 固定の状況  |
| (5)         | 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉                            |
| (5)         | 作動の状況  |
| (6)         | 居室の換気  |
| (7)         | 換気設備の作動の状況                                       |
| (7)         | 換気の妨げとなる物品の放置の状況                                 |

「常閉防火扉」

：告示の改正により、防火設備点検対象となった「常閉防火扉」に関する項目を、特定行政庁が付加する調査項目等として特定建築物に追加します。令和8年5月1日以降は、特定建築物の定期調査で実施してください。（防火設備の定期報告において「常閉防火扉」に関する調査等は不要です）

「換気設備」

：告示の改正により、建築物の調査項目等から削除される「換気設備」に関する項目を、特定行政庁が付加する調査項目等として特定建築物に追加します。令和8年5月1日以降は特定建築物の定期調査で実施してください。

※1 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する告示「令和6年国土交通省告示第974号」「令和7年国土交通省告示第53号」（関係告示の改正内容については国土交通省HPをご覧ください。）